

許可基準と申請から許可までの流れ（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみ
たい方は、まずは農業委員会へご相談ください

農地の売買、贈与、貸借などは農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もありま
す。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的
に耕作すること（すべて効率利用要件）。
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）。
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）。
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）。

※農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組
織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなど
をご説明いたします。
- ・ 三戸町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間
を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。申請締め切り日は毎月20
日（祝休日に当たる場合は前日とします）です。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

申請についての相談

※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話
をお願いいたします。

住所：三戸町大字在府小路町43番地

TEL：0179-20-1156

申請書の記入	※ 申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります）をご記入いただきます。
必要書類の入手	※ 別添の添付書類一覧をご参照ください。 なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
申請書提出前の再確認	※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。 申請前にもう一度、ご確認ください。
申請書の提出／受付	※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。

農業委員会等の流れ

（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は、受理後３０日です。）

申請書の提出／受付	
申請内容の審査	※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第３条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。 また、現地調査を行います。
農業委員会総会	※ 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。
許可書の交付	※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。

* なお、農地法第４条・第５条の農地転用の場合には、立地基準の定めがあるほか、県知事の許可が必要です。このため、許可書の交付まで概ね２ヶ月を要しますので、申請時に農業委員会事務局でご確認ください。